

第3章 申請手続きの進め方

1 手続きのフロー

屋外広告物を表示し、または掲出する場合は、以下のように許可申請等が必要となります。

1 事前相談

屋外広告物を表示し、または掲出ができる地域か、大きさや色彩など基準は満たしているか等、担当窓口にお問い合わせください。

2 登録業者に相談

屋外広告物の設置業務を発注する場合は、滋賀県の登録業者から選定してください。

3 設置計画

屋外広告物の基準ならびに彦根市景観計画等を確認して、周辺地域の景観に調和する計画をご検討ください。

4 計画案の事前相談

設置された計画案をもとに、基準や手数料等について担当窓口にご協議ください。

5 許可申請 (様式第3号)

申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。国・地方公共団体は「通知書」、公共的団体は「届出書」の提出が必要です。

6 手数料の納付・許可書および許可証票の発行

市が発行する納付書により手数料を納めていただいた上で、許可書および許可証票を発行します。

7 工事着工・完成

申請内容に基づき工事を行ってください。

表示内容等を変更するとき

12 表示内容等の変更計画

13 変更許可申請 (様式第3号)

許可物件を撤去したとき

14 不要物件の除却

15 除却届 (様式第7号)

9 許可期間中の適正な管理

10 許可期間満了

許可を受けた期間の後も継続して表示または設置する場合は、許可期間の満了の日の10日前までに継続許可申請を行い許可を受けてください。

引き続き広告物を表示または掲出しようとするとき

11 継続許可申請 (様式第3号)

管理者による屋外広告物の点検を行う必要があります。なお、高さ4mを超える物件は、必要な資格等を持つ管理者が点検を行う必要があります。

以後、6・8・9と同じ

許可を受けた広告物の表示者や管理者等に変更があれば事前に届出を行ってください。住所氏名変更届出書 (様式第4号)

2 許可申請に伴う手数料 (条例第 26 条) (彦根市屋外広告物許可手数料条例)

屋外広告物の許可申請手数料は、以下のとおりです。

区 分 (面積)	単位	手数料 (@/年・@/件)	許可期間	
看板、広告板 および広告塔 (これらに類する ネオン類照明広告 を含む。)ならびに これらを掲出する 物件	1㎡未満	1個	440円	3年以内
	1㎡以上2㎡未満	1個	830円	
	2㎡以上5㎡未満	1個	1,060円	
	5㎡以上10㎡未満	1個	2,130円	
	10㎡以上15㎡未満	1個	3,100円	
	15㎡以上20㎡未満	1個	4,160円	
	20㎡以上25㎡未満	1個	5,220円	
	25㎡以上30㎡未満	1個	6,280円	
	30㎡以上35㎡未満	1個	7,340円	
	35㎡以上40㎡未満	1個	8,400円	
	40㎡以上45㎡未満	1個	9,460円	
	45㎡以上50㎡未満	1個	10,520円	
	50㎡以上55㎡未満	1個	11,580円	
	55㎡以上60㎡未満	1個	12,640円	
	60㎡以上65㎡未満	1個	13,700円	
	65㎡以上70㎡未満	1個	14,760円	
	70㎡以上75㎡未満	1個	15,820円	
75㎡以上80㎡未満	1個	16,880円		
80㎡以上85㎡未満	1個	17,940円		
85㎡以上90㎡未満	1個	19,000円		
90㎡以上95㎡未満	1個	20,060円		
95㎡以上100㎡未満	1個	21,120円		
100㎡以上のもの	1個	3,100円に10㎡を超える部分の面積が5㎡増すごとに1,060円を加算した額		
立看板および広告旗	1個	250円	6月以内	
貼り紙 (つり下げるものを含む。以下この表において同じ)	100枚	420円	2月以内	
貼り札 (面積0.15㎡未満のもの)	1枚	90円	1年以内	
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの	1件	420円	1年以内	
アーチ広告物	1個	4,170円	3年以内	
広告幕	1枚	420円	2月以内	
アドバルーン	1個	1,060円	1月以内	
ぼんぼり	1個	90円	2月以内	

備 考

- 1) 屋外広告物の表示および掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
- 2) 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の許可手数料は、この表に定める額の2倍になります。(例えば、許可期間3年の申請をする場合)。
- 3) 貼り紙の単位について、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。
- 4) 本表に定めのない屋外広告物については、本表の最も類似した区分に該当するものとして適用します。
- 5) 申請手数料は、彦根市の発行する納付書で納めてください。
- 6) 優良意匠屋外広告物の指定を受けると、許可期間を最大2倍まで延長ができます。